

みらい

人を大切に、よい医療・やさしいケア・安心を
提供できる病院を目指します。

安来市立病院

〒692-0404

島根県安来市広瀬町広瀬1931

TEL0854(32)2121 FAX0854(32)2125

http://www.city.yasugi.shimane.jp/hospital/

新年明けましておめでとう
ございます。本年も皆さまの
ご多幸をお祈りいたします。

改年、安来市立病院の
改革プランがスタートした年
でありました。高齢化社会を
見据え、安来市における地域
医療の要としての役割が果た
せるように11月には病床再編
を行いました。この度の病床
再編を節目とし、職員一同気
持ちを新たに、より良い医療
を提供できるように、更に研
鑽してまいりたいと思ってお
ります。

4月には、診療報酬と介護
報酬の同時改定が行われます
が、医療現場にとりましては
依然として厳しい状況が続
きます。一方で、団塊の世代が



75歳を迎える2025年に向
けて、地域医療の在り方を含
め、今後の医療提供体制を確
立していくことが重要です。

当院といたしましては、市
民の皆さまの健康と生命を守
る病院として、今後も救急医
療の充実を図り、地域医療の
確保に努めるとともに、持続
可能な病院経営を目指してま
いりたいと考えております。

当院の基本理念である「人
を大切に、よい医療・やさし
いケア・安心を提供できる病
院」を念頭に、住みよい安来
づくりに向けて、邁進してま
いります。

本年もよろしく願ひいた
します。

基本方針

1. 人権を尊重し、平等の精神をしっかりともちます。
2. 安心を提供できるよう、切磋・協調し責任をもって医療にあたります。
3. 常にやさしさとぬくもりのある心で、ケアに努めます。
4. 保健・医療・福祉の連携を積極的に進め、地域包括医療を実践します。
5. 公務員であることを自覚し、地域住民のために尽くします。

《患者さまの権利》

1. 良質な医療を公平に受ける権利
2. 診療に関して十分な説明と情報の提供を受ける権利
3. 自分の意志で検査や治療法に対して決定できる権利
4. セカンドオピニオン(他の医師の意見)を求める権利
5. 個人情報(プライバシー)が守られる権利
6. 人としての尊厳性を保証される権利

《患者さまの義務》

1. 医療従事者と共同して治療に参加する義務
2. 医療安全の実践に協力する義務
3. 快適な療養環境の維持に協力する義務
4. 病院の規則を守る義務